

短期給付のしくみはご存知ですか？

病気やけがをして、病院や薬局等の窓口で組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）を提示し、診察・処方を受けた際は、自己負担として医療費総額の2割又は3割を支払い、残りの8割又は7割を共済組合が支払基金を経由し医療機関等へ支払います。

また、自己負担が高額になった場合は、共済組合から組合員へ高額療養費や附加金を支払います。

■ 法定給付（ の給付は請求が必要）

給付の種類	給付事由	給付内容	
保健給付	療養の給付	公務によらない病気やけがで医療機関等を受診したとき	8割又は7割【*】
	入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき	食事療養に要した費用 (食事療養標準負担額：1食460円)
	入院時生活療養費	入院時に65歳以上の者が生活療養を受けたとき	生活療養に要した費用 (生活療養標準負担額：1食460円、 居住費1日370円)
	保険外併用療養費	保険医療機関等で先進医療等を受けたとき	8割又は7割【*】
	療養費 家族療養費	・保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めたとき ・病気やけがで医療機関等を受診したが、療養の給付等を行うことが困難なとき (例：治療用装具の作成、組合員証等不携帯による受診等)	8割又は7割【*】
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	8割又は7割【*】
	移送費 家族移送費	療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めたとき	実費支給
	高額療養費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額なとき	所得区分に応じた一定の自己負担限度額を超えた費用
	出産費 家族出産費	出産したとき（妊娠4か月以上の異常分べん、人工妊娠中絶または流産も該当）	48万8千円 (産科医療補償制度対象分娩の場合は50万円)
	埋葬料 家族埋葬料	死亡（公務外）したとき	5万円 (組合員の死亡当時被扶養者でなかった者からの請求で葬儀等にかかった費用が5万円未満の場合は実費を給付)
休業給付	傷病手当金	病気やけが（公務外）で勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬日額 × 2/3
	出産手当金	出産のため勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬日額 × 2/3
	休業手当金	家族の病気や不慮の災害等のため欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬日額 × 50/100
	育児休業手当金	育児休業により給料の全部又は一部が支給されないとき、育児休業に係る子が1歳（1歳に達する日以降の期間について総務省令で定める場合に該当するときは最長で2歳まで延長可能）に達する日までの期間について支給	〈育児休業開始日から180日に達するまでの期間〉標準報酬日額 × 67/100 〈育児休業開始日から181日以降の期間〉標準報酬日額 × 50/100
	介護休業手当金	介護休業により給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬日額 × 67/100
災害給付	弔慰金 家族弔慰金	水震火災その他の非常災害により死亡したとき	標準報酬月額 × 1月分
	災害見舞金	非常災害により住居や家財に損害を受けたとき	損害の程度に応じて支給

※標準報酬日額：標準報酬月額 × 1/22

【*】医療費の負担割合について

	義務教育就学前	義務教育就学後～70歳未満	70歳以上75歳未満
一般	2割	3割	2割
一定以上所得者※			3割

※療養のあった月の標準報酬月額が280,000円以上の者等

■ 附加給付（手続きは不要）

附加給付は、各共済組合がそれぞれの定款で定めるところにより行う給付です。医療費の自己負担額が下表の基礎控除額を超えた場合に支給されます。

給付の種類		所得区分※	附加給付の基礎控除額
組合員	一部負担金払戻金	一般	25,000円
被扶養者	家族療養費附加金		
	家族訪問看護療養費附加金	上位	50,000円

※所得区分「一般」：標準報酬月額530,000円未満の者、「上位」：標準報酬月額530,000円以上の者